

## 個人番号（マイナンバー）変更届出書

※任意継続組合員資格取得後または被扶養者認定後にマイナンバーが変更となった場合は届出が必要になります。

○届出者

任意継続組合員等記号・番号	氏名
1 1 1 - 2 2 2	○ ○ ○ ○

以下のとおり、個人番号（マイナンバー）を変更しましたので届け出ます。

9 9 年 9 9 月 9 9 日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 様

【任意継続組合員】マイナンバー変更時に記入

任意継続組合員氏名	個人番号（マイナンバー）											
○ ○ ○ ○	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2

いずれかの書類1点を添付してください。

- マイナンバーカード（マイナンバーの記載された面）の写し
- 個人番号通知カードの写し

【被扶養者】マイナンバー変更時に記入

被扶養者氏名	個人番号（マイナンバー）											

いずれかの書類1点を添付してください。

- マイナンバーカード（マイナンバーの記載された面）の写し
- 個人番号通知カードの写し